

(保 178)

令和2年8月11日

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
(公 印 省 略)

令和2年7月豪雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

令和2年7月豪雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて、厚生労働省労働基準局補償課長より示されましたので、ご連絡申し上げます。

具体的には、今回の被災により診療録等を滅失等した場合、通常の手続による請求を行う方法のほか、特例による請求を選択することが可能となります。

特例による請求を選択する指定医療機関等につきましては、やむを得ない事情がある場合を除き、令和2年8月13日までに添付資料内の別紙「労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和2年7月診療分）」に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長にご提出いただくこととなります。特例請求額の算出方法等につきましては添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以上、詳細につきましては添付資料をご確認ください。

<添付資料>

- ・ 令和2年7月豪雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて  
(令2.8.7 基発0807第3号 厚生労働省労働基準局補償課長)

(別添)

基補発 0807 第 3 号

令和 2 年 8 月 7 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

( 契 印 省 略 )

令和 2 年 7 月豪雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて

甚大な自然災害が発生した場合の労災診療費等の請求の取扱いについては、令和 2 年 7 月 30 日付け基発 0730 第 1 号「甚大な自然災害時における労働基準関係行政の運営について」により、医療機関等における被災状況を勘案して必要と認められる場合、本省労働基準局補償課長からその措置について別途指示することとなっている。

今般、令和 2 年 7 月豪雨（以下「7 月豪雨」という。）による被災に関する労災診療費等の請求の事務について、豪雨に伴う被災により診療録等が滅失又は棄損し、労災診療費等を請求することが困難な医療機関に対し、下記のとおり特例措置を講じることとしたので、遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 令和 2 年 7 月診療分に係る労災診療費等の請求について

令和 2 年 7 月診療分に係る労災診療費等の請求については、今回の 7 月豪雨による被災により診療録等を滅失又は棄損等した場合の対応として、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」の定めにかかわらず、下記（1）又は（2）の場合において下記 2 による特例の請求（以下「特例請求」という。）を行うことができるものとする。

#### （1）診療録等の滅失等の場合の特例請求

今回の被災により、診療録等を滅失又は棄損等した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者（以下「指定医療機関等」という。）は、令和 2 年 7 月診療等分について特例請求を行うことができるものであること。

この場合にあつて、災害救助法適用日の翌日以降に診療等を行ったときは、災害救助法適用日の翌日以降の診療等分については原則として通常の手続きによる請求を行うこ

と。

(2) 被災後に診療を行った場合の概算による請求

災害救助法適用地域に所在する医科にかかる指定医療機関等であって、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行ったものについては、当該指定医療機関等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難な場合には、同月1か月分を通して概算による手続を行うことができるものであること。

上記(1)及び(2)による場合以外については、下記3により労災診療費等の請求を行うものとする。

2 特例請求を行う場合の取扱いについて

(1) 特例請求を選択する指定医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、令和2年8月13日までに別紙の「労働者災害補償保険診療費等特例請求書」（以下「特例請求書」という。）に診療実日数等の必要事項を記入の上、その所在地を管轄する都道府県労働局長に提出すること。

(2) 特例請求額の算出方法

原則として、令和2年1月診療等分から令和2年3月診療等分までの労災診療費等支払実績により（当該指定医療機関等について特別な事情がある場合には、別途指定医療機関等と調整をする。）、下記の①から③により算出し、それを合計して支払を行うこととなる（③を加算することができるのは上記1（2）の請求を行う医科に係る労災保険指定医療機関のみ）ため、指定医療機関等においては、特例請求書に当該指定医療機関等の令和2年7月の入院、外来別の診療実日数（※）を合わせて記入すること。

なお、労災保険指定薬局及び労災保険指定訪問看護事業者については、外来分として取り扱うものとする。

① 入院分

令和2年1月～令和2年3月  
入院分労災診療費等支払額

91日

令和2年7月の  
× 入院診療実日数（※）

② 外来分

令和2年1月～令和2年3月  
外来分労災診療費等支払額

71日

令和2年7月の  
× 外来診療実日数（※）

(※) 上記1 (1) の請求を行う指定医療機関等については、災害救助適用日までの診療実日数

③ 災害救助法適用日翌日以降の診療増分 (入院診療の増加、被災直後における時間外診療分)

$$\begin{aligned} & \frac{\text{令和2年1月～令和2年3月} \\ & \text{入院分労災診療費等支払額}}{91 \text{ 日}} \times \text{災害救助法適用日翌日} \\ & \text{以降の入院診療実日数} \times 0.05 \\ + & \frac{\text{令和2年1月～令和2年3月} \\ & \text{外来分労災診療費等支払額}}{71 \text{ 日}} \times \text{災害救助法適用日翌日} \\ & \text{以降の外来診療実日数} \times 0.036 \end{aligned}$$

(3) 上記1 (1) に該当する指定医療機関等であって、上記1 (2) に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書若しくはこれらの写しを併せて管轄労働局等に提出すること。

(4) 特例請求を選択した指定医療機関等については、当該特例請求額をもって令和2年7月診療分の労災診療費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

令和2年7月診療分 (8月提出分) に係る診療費請求書等の提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

なお、薬剤費及び訪問看護費用の請求についても同様の取扱いとすること。

4 その他

(1) 特例請求の機械処理等に当たっての詳細については、別途指示するところによること。

(2) 本件取扱いについては、関係機関と連携の上、管内の指定医療機関等に対して周知を徹底すること。

## 労働者災害補償保険診療費等特例請求書（令和2年7月診療分）

令和2年8月7日付け基補発0807第3号「令和2年7月豪雨による被災に関する労災診療費等の請求の取扱いについて」に定める特例請求の要件に該当することから、特例請求の算定方法に基づき、労災診療費等を請求します。

なお、請求額については、厚生労働省が保管する支払記録の令和2年1月から令和2年3月までの支給実績に基づき算定することに同意します。

令和2年\_\_月\_\_日

診療機関等請求人の

労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局等の番号\_\_\_\_\_

(可能であれば記入をお願いします。)

郵便番号 ( \_\_\_\_\_ )

住所(所在地)

名 称

責任者氏名

印

(署名又は記名押印)

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )

\_\_\_\_労働局長 殿

### 1 特例請求（該当する番号に「○」をお願いします。）

① 診療録が滅失又は棄損した労災保険指定医療機関、労災保険指定薬局、労災保険指定訪問看護事業者であって、災害救助法適用日以前の診療等分について特例による請求を行うもの（法適用日の翌日以降は通常の手続きによる請求）。

② 災害救助法適用地域に所在する労災保険指定医療機関（医科）であって、災害救助法適用日の翌日以降に診療を行い、当該医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、令和2年7月の1ヵ月分を通して特例による請求を行うもの。

### 2 令和2年7月の診療実日数

(1) 1の①に該当する医療機関等

外来診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日以前） 入院診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日以前）

(2) 1の②に該当する医科に係る医療機関

外来診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日以前） 入院診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日以前）

外来診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日翌日以降） 入院診療実日数\_\_\_\_\_日間（法適用日翌日以降）